

児童期性虐待被害と民事消滅時効

松本克美*

目次

- I はじめに
- II 児童期性虐待被害の特徴
- III 成人後に顕在化した被害と時効問題
- IV 裁判例の検討
- V 比較法的検討
- VI おわりに

I はじめに

本稿はとりわけ成人後に顕在化した児童期性虐待被害の回復にとって被害者の民事損害賠償請求権が有する意義と、その実現の際に障害となり得る消滅時効についてのあるべき法解釈論と立法論の提言を目指すものである¹⁾。

* まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科特任教授 立命館大学名誉教授

- 1) 筆者は以前に同様なテーマで論稿を発表したことがある(松本克美「児童期の性的虐待に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学349号(2013)1081頁以下、同「時効論・損害論への法心理学的アプローチ——民事損害賠償請求における被害者支援のために」立命館大学・人間科学研究33号(2016)3頁以下、同「民事消滅時効への被害者学的アプローチ——児童期の性的虐待被害の回復を阻害しない時効論の構築のために——」被害者学研究27号(2017)30頁以下)。本稿は、近時の裁判例や関連研究なども踏まえて私見を発展させたものである。なお児童期に限らない性暴力被害と時効の問題についての私見は、松本克美「性暴力被害と民事消滅時効——改正民法後の課題——」島田陽一・米津孝司・菅野淑子編『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献 社会法とジェンダー法の協働・浅倉むつ子先生古稀記念論文集』(旬報社、2019)421頁以下を参照されたい。

まず、児童期性虐待被害の特徴を抑えることが重要なので、その点から論じることにする（Ⅱ）。次に成人後に残存・顕在化した児童期性虐待被害の回復にとって損害賠償請求権が有する意義と、その実現を阻む可能性がある消滅時効の問題についての総論的な検討をする（Ⅲ）。以上を踏まえて、日本で実際に争われた裁判例を検討する（Ⅳ）。この問題を比較法的観点から検討するために、この分野での時効法改革が進んでいるドイツ法と韓国法を検討し、日本法への示唆を得る（Ⅴ）。最後に今後に残された課題について触れて本稿を閉じたい（Ⅵ）。

Ⅱ 児童期性虐待被害の特徴

1 児童期性虐待被害の定義

本稿では、「児童期性虐待被害」を児童期（0歳から18歳未満）に性虐待（児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。）の被害を受けることという意味で用いる（児童虐待防止法2条の定義参照）。

2 児童期性虐待被害の実数

毎年公表されている児童虐待件数の中に性的虐待の項目がある。2022（令和4）年度の児童相談所に認知された性的虐待件数は、2,393件で、全体の214,843件の1.1%であった²⁾。ただし、実際の児童期性虐待被害件数は次の理由でこの数倍以上であると推測される。

そもそもこの件数は児童相談所が受け付けた事件数である。従って、児童相談所が認知していない事件は含まれない。また、この統計でいう「児童虐待」とは児童虐待防止法が定義する児童虐待であるから、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）が加害者の

2) 子ども家庭庁「児童相談所における虐待相談対応件数とその推移」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf

場合に限られる。

ところで2017(平成29)年の性犯罪に関する刑法の一部改正の際に、監護者強制わいせつ、強制性交等罪が新設された(刑法179条)。これは「18歳未満の者に対し、その者を現に監護するものであることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者」や「性交等をした者」に成立する犯罪類型である。2018(平成30)年度1年間でこの罪名で起訴され1審で有罪判決が下された件数は172件である³⁾。そのうち、被害者との関係での加害者の類型は、実父又は養父が58人、それ以外の者(母親の夫や恋人、教師や指導者、雇用主や上司、おじなど)が63人であった⁴⁾。前述したように児童虐待防止法上の加害者は「保護者」に限られているから、実父や養父以外の加害者は含まれない。しかし、2018年度において監護者強制わいせつ、強制性交罪で有罪判決を受けた事件のうち、加害者の半数以上は実父や養父以外の者であったわけであるから、単純化すると児童の性虐待被害の統計数字の少なくとも2倍以上の被害があることが推測される。その上、監護者強制わいせつ罪等は上述のように「監護者」が加害者の場合に限られるのであるから、加害者が監護者以外の場合は前記の数字に含まれていない。

性犯罪被害者の支援団体である一般社団法人 Spring が Web 上で2020年8月16日から2020年9月5日までに年齢・性別を問わずに性犯罪被害の有無について行ったアンケート調査では、児童期性虐待被害に関わらず何らかの性犯罪被害を受けた被害者が警察に相談した件数は事件の全体数5,899データ数のうち894データ(15%)に過ぎないという調査報告がある⁵⁾。要するに性犯罪被害は、警察に認知された件数の6倍以上の暗数があるとい

3) 法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」(2020)28頁(<http://www.moj.go.jp/content/001318153.pdf>)。

4) 法務省・前掲注(2)29頁。

5) Spring(2000)性被害の実態調査アンケート、性犯罪に関する刑事法検討会の第7回会議(2020年10月20日)提出資料(2020)8頁(<https://www.moj.go.jp/content/001331610.pdf>)。

うことである。この点も踏まえると、前述のように2022年度の児童虐待統計で性的虐待件数が2,393件であるとしても、実際の被害はその数倍に上ると推測することは不合理ではないであろう。

3 児童期性虐待被害の潜在性

児童期性虐待被害は、密室か、屋外であっても他人がいない場所で行われることがほとんどである。従って目撃などにより他人から被害として認知されること自体が稀である。特に、被害児童が低年齢であると性被害を受けたという認識自体がない場合も多い⁶⁾。また被害児童が何らかの被害を受けていると感じた場合も、家庭内や施設内で被害が起きたり、教師や指導者などが加害者である場合には、加害者と被害児童との間に支配—従属的な関係が生じていて、被害を人に言うなど脅されたりすることも多い。あからさまに脅されなくても、加害者と何か秘密を共有しているような罪悪感から他人に言えない場合もある⁷⁾。児童期に性的虐待を受けた子どもの心理的特徴については、アメリカのハーマンの研究が先駆的である⁸⁾。日本の精神医学の分野でも、被害児童には大人への不信感、強い無力感、恥・罪悪感、口止めへの恐怖、記憶の抑圧などが見られると指摘されている⁹⁾。このような様々な理由で児童期性虐待被害は潜在化しやすい。

4 被害の深刻性・長期性

児童期の性虐待被害の精神医学的、臨床心理学的研究の発展に加え、近

6) 田中嘉寿子『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』（立花書房、2014）75頁。

7) 松本・前掲注（1）（2013）1081-1083頁。

8) ジュディス・L・ハーマン（中井久夫訳）（1999）『心的外傷と回復<増補版>』（みすず書房、1999）、同（斎藤学訳）（2000）『父：近親姦：「家族」の闇を照らす』（誠信書房、2000）。

9) 奥山真紀子「性的虐待疑いのインタビュー法」子どもの虐待とネグレクト7巻3号（2005）269-270頁。

時の脳科学の発展は、児童期の性虐待被害が心身に極めて重大な被害を長期間引き起こすことを明らかにしてきた。特に低年齢時に家庭内で性虐待被害を繰り返し受けると短期記憶をつかさどる脳の海馬の部分に損傷が生じ、そのことが解離性同一性障害(Dissociative Identity Disorder: DID 自分を見ている別の自分があるなどの症状が現れる)や PTSD(Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス)などの原因となることが知られてきた¹⁰⁾。また児童期性虐待被害は、加害行為自体が終了した後でも、長期にわたり自殺願望、自傷行為、自殺未遂、引きこもり、対人恐怖、予期不安、性的逸脱行動などを惹起することも知られてきた¹¹⁾。

5 被害者自身の被害の認知と他人に初めて話した時期

以上のように児童期性虐待被害が潜在性・深刻性・長期性という特徴を持つことから、被害者自身が被害を認知すること自体に相当長期間が経過してしまうことも多い。ある心理カウンセラーの行った調査によると、未成年の間に性的被害にあった者が、被害を自認できるまでに10年以上かかったとする回答が全体22件のうち4割の9件もあった¹²⁾。

一般社団法人 Spring の Web 上のアンケート調査では、性被害を自認するのに要した年数が被害から10年を超える割合は、被害時に0～6歳では約3分の1(68件/133件)、被害時に7～15歳では約4分の1(82件/284件)であった。また被害の自認に20年を超える割合は被害時0～6歳で約5分の1(26件/133件)であった。またドイツでの調査例であるが、児童期の性的虐待被害を初めて他人に話せた平均年齢は46歳という調査結果も

10) 友田明美『新版・癒されない傷 児童虐待と傷ついでいく脳』(診断と治療社、2012) 61頁。

11) 斎藤学「児童期性虐待の研究と治療に関する日本の現状」前掲注(8)ハーマン(2000)所収、333-360頁。

12) 斎藤梓(2020)「性被害者が被害認識にかかった期間について、性犯罪に関する刑事法検討会第7回会議(2020年10月20日)提出資料」(2020)(<https://www.moj.go.jp/content/001331360.pdf>)。

公表されている¹³⁾。

近時、日本で実父からの性虐待被害を受けたサバイバーが実体験を告白したり、紹介する著書が何件か出版されている。それらの中では被害を受けてから初めて他人に話すことができるまでに25年かかった例¹⁴⁾や、母に初めて実父からの被害を話したのが21年後であった例¹⁵⁾、自分の中で小学生時代に実父から性的虐待を受けていた記憶を長年抑圧し、その事実に向き合えるようになったの20代後半になってからという実体験が綴られている¹⁶⁾。

6 被害自認までに長期間を要する要因

このように児童期に性虐待被害に遭いながら、それを性的な被害だと自認できるのに10年以上あるいは場合によっては20年以上もかかることの原因はどこにあるのであろうか。近時の研究は、児童期の性的虐待体験、とりわけ自己を保護してくれるはずの実父や養父などによる性的虐待が、その恐ろしい虐待体験を記憶の中から抑圧し、無かったことにすることによって日常的な自己の精神の安定を図ろうとする防御反応によることを明らかにしてきた¹⁷⁾。父親から性的虐待を繰り返し受けていることを自覚しつつ毎日を過ごすことなどできないからである。そのような記憶の抑圧は、場合によっては DID（乖離性同一性障害）を引き起こし、性的虐待の体験を外から見ているような自分やそのような虐待の記憶を思い出させないようにする人格などが多重に生じることもある¹⁸⁾。

それでは逆に抑圧されていた記憶が長期間を経て蘇る契機はどこにある

13) Röllig, Wilhelm, Bilanzbericht des Unanhängigen Beauftragten zur Aufarbeitung des sexuellen Kindesmissbrauchs (2013), S164.

14) 川平那木『性虐待の父に育てられた少女 蘇生への道』（解放出版社、2005）。

15) 山本潤『13歳、「私」をなくした私 性暴力と生きることのリアル』（朝日新聞出版、2017）。

16) 東小雪『なかつたことにしたくない、実父から性虐待を受けた私の告白』（講談社、2014）。

17) レノア・テア（吉田利子訳）『記憶を消す子供たち』（草思社、1995）。

18) オルガ・R・トゥルヒーヨ（伊藤淑子訳『私の中のわたしたち』（国書刊行会、2017）。

のであろうか。記憶が蘇る契機は災害や事故などの恐怖の体験をすることにより、過去の性的虐待体験の恐怖が甦ったり、自分の娘が自分が性的虐待を受けた年齢に近づき、抑圧していた記憶を思い出したり、或いは過去の出来事をなかったことにしてなんとか生きていたのに、偶然に加害者に出会い PTSD が再発したなど様々である¹⁹⁾。いずれにしても自己の受けた被害を性被害として認識できるほど性的にも成熟し、それを被害と認識できるほどに思考能力・判断能力が発達してきていることも必要である。また自己が受けたおぞましい体験の真実に目を向けることのできるほど、ある程度心身の状態が回復してきていることが必要である。

Ⅲ 成人後に顕在化した被害と時効問題

1 成人後に残存・顕在化した被害と刑事責任の追求

成人後にうつ状態や自傷行為、自殺念慮等が表れ、その原因が結局、児童期の性的虐待被害の後遺症であることが判明した場合、加害者に刑事責任を追求することが考えられる。刑事責任の追求は加害者のなした行為が犯罪行為であることを明らかにし、悪いのは被害者ではなくて加害者であることを公的に認定させることによって、被害者の回復に資するという面があると言われている。しかし、従来の公訴時効は、強制わいせつ罪の場合は7年、強姦罪の場合も10年と短かった。その上、日本では児童期の性的虐待を含む性犯罪はプライバシーの保護という名目で被害者の申告がないと捜査も起訴も行われぬ親告罪とされ(刑法旧180条)、しかも告訴期間は被害者が犯罪を知った日から6ヶ月と極めて限られていた²⁰⁾(刑訴法235条1項)。性犯罪に関する告訴期間の制限は2000年の刑訴法の一部改

19) 性的虐待記憶の甦りについては、齋藤学『封印された叫び 心的外傷と記憶』(講談社、1999年)42頁以下、森田ゆり『癒しのエンパワメント 性虐待からの回復ガイド』(築地書館、2002年)51頁以下等参照。

20) 詳細は、黒澤睦「告訴期間制度の批判的検討」明治大学法学研究論集17号(2002)1-19頁参照。

正により撤廃されたが、その後も親告罪であることに変わりにはなかった。性犯罪が非親告罪化されたのは2017（平成29年）の刑法の一部改正によってである。いずれにしても児童期の性的虐待被害が成人後に残存・顕在化した時点では公訴時効はとっくに過ぎていて刑事責任を追求しようと考えても実現できないのである²¹⁾。

2 成人後に残存・顕在化した被害の民事責任の追求と〈時の壁〉

そこでもう一つの法的責任の追及制度として民事責任の追及が考えられる。性的虐待行為は身体や健康侵害であるだけでなく性的自己決定権、性的人格権の侵害という人格権侵害の不法行為であり、被害者は加害者に対して不法行為を理由に損害賠償責任を追及することができる（民法709条）。損害賠償請求は金銭賠償が原則であるので（民法722条1項、417条）、裁判になった場合にも、「被告は金幾らを支払え」という判決文を得るための訴訟という形にはなるが、被害者である原告が加害者に民事責任を追及し損害賠償を求めるのは金が欲しいからというよりも、加害者が自己の成した行為を被害者に対する「不法行為」であることを認識し、それによって被害者にもたらされた被害の重さを自覚して欲しいからである。金銭による賠償は、2度と帰らない被害のなかった状態に戻すことができないことへの「償い」を象徴する意味がある。

しかし、民事の場合も権利行使が永遠に認められるわけではない。明治時代に起草され1898（明治31）年に施行された日本民法典は不法行為を理由とする損害賠償請求権について被害者又は法定代理人が「損害及び加害者を知った時から3年」（2020年4月1日施行の改正民法では人の生命・身体を害する不法行為の場合は5年—724条の2）という短期消滅時効と、それらを知らなくても「不法行為の時から20年」で権利が消滅するという長期の消滅時効を定めた（以下、20年期間と略す）。

21) なお2023年施行の公訴時効の延長等については、本稿VIで紹介する。

成人後に児童期の性虐待被害が残存し、ないし顕在化した場合、被害者本人は自己の抱える心身の不調の原因を長年にわたり認識できず、精神科医の診断によって初めて過去の性的虐待被害が原因の症状であることが判明することが多い。この場合、それから3年(旧法)ないし5年以内に提訴すれば短期時効の完成は回避できる。しかし問題となるのは20年期間の方である。20年期間の起算点である「不法行為の時」を加害行為の時と解すと、それは児童期の性的虐待行為時ということになるから、それから20年以上が経過して提訴に至ることになるとこの20年期間がネックとなる。

しかも、判例はこの20年期間を立法者意思に反して、時効ではなく除斥期間だと解して、時効のような当事者の援用も不要で、時の経過により法律上当然に権利を消滅させる制度なので、その援用が信義趣違反であるとか権利の濫用であるというような制限にも服さないとした。(最判1989(平成元)年12月21日民集42巻12号2209頁)。このような硬直的な除斥期間説は被害救済にとって大きな障害となる事件がこれまでも数多く生じていた²²⁾。児童期の性虐待被害について成人後に加害者に損害賠償を請求する場合にも、この20年期間が被害者にとって大きな<時の壁>として立ち塞がってきたのである。なお、前述の改正民法は、こうした硬直的な解釈をできなくするために、あらためて20年期間を時効と明記した(724条2号)。

最高裁は近時、大法廷を開き、20年期間の性質を除斥期間とする判例を維持しつつも、除斥期間だとしても当事者の主張が必要で、20年期間の経過により免責されることが著しく正義・公平に反する場合には、その主張が信義趣違反ないし権利濫用として許されない場合があるとして、この点に関する判例を変更し、当該事案における被告国の免責の主張を排斥した²³⁾(旧優生保護法事件・最大判2024(令和6)・7・3)。このことが本稿の

22) 最判1989年の除斥期間の批判的検討については、松本克美「民法旧724条後段20年期間＝除斥期間説の違憲無効論」立命館法学391号(2020)1202頁以下を参照されたい。

23) この最高裁大法廷判決の意義と課題についての私見は、松本克美「除斥期間に関する判例変更——旧優生保護法強制不妊手術国賠訴訟・最高裁2024(令和6)・7・3大法廷判決」法学セミナー2024年10月号(2024)34頁以下。

テーマとする成人後に顕在化した性虐待被害について有する意義については、VIで言及したい。

以下、短期時効、20年期間の完成が争われた実際の裁判例を紹介し、問題点を検討してみよう。

IV 裁判例の検討

1 短期消滅時効が争点となった裁判例

(1) 福岡事件（養父による養女の性的虐待事件）²⁴⁾

① 事案と判旨

母親Aが再婚した男性Yと被害女兒Xが養子縁組をして養女となった。Xが9歳の頃から11歳になるまでYはXと一緒に風呂に入り、Yの身体や性器を触るなどのわいせつ行為をした。14歳の頃にXは友達に被害を訴え、それをXの母Aも知ることになった。AはYと離婚をし、XY間の養子縁組も離縁により解消した。XはYに民事責任を追及したいという意味を有しており、15歳になってYに不法行為を理由に損害賠償を請求した。これに対して、YはXは不法行為による損害と加害者を被害を受けた当初から知っているからそれから3年以上経過して提訴した本件においては、Xの損害賠償請求権は3年の短期消滅時効が完成し、Yの権利は消滅したと時効を援用した。

これに対して1審の福岡地裁平成16年7月29日判決（判例集未掲載）は母親がYと婚姻していて、またXY間に養子縁組が成立している中でXが養父のYを相手取って損害賠償請求権を行使するのは困難であり、権利行使ができる状態で損害及び加害者を知ったのは、AがYと離婚をしてXY間の養子縁組を解消した時であるとして、それから提訴まで3年経っていないとしてYの時効完成の主張を排斥し、Xの請求を一部認容した。

24) 本事件に関する1審判決、控訴審判決の詳細と私見の評価については、松本克美『続・時効と正義 消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年）259頁以下。

これを不服としてYが控訴した控訴審も時効の完成を否定したが、時効起算点については1審判決と異なる起算点解釈をしている点が注目される(福岡高判2005(平成17)年2月17日判タ1186号266頁)。すなわち刑法では被害者が満13歳未満の場合には暴行脅迫がなくても強制わいせつ罪が認められているのは、満13歳になるまでは性的被害の認識を持つことが困難だからであり、従って、本件においてもXが自己の受けた行為が性的被害であることを認識できたのは満13歳になってからと解すべきだとし、それが3年時効の起算点であるとして、本件では時効は完成していないとした。

② コメント

いずれの判決もY主張の時効の完成を否定したが、起算点解釈が異なっている。1審判決は母親と加害者である養親の離婚及び養子縁組の解消がされるまでは権利行使が困難であったとして、離婚、離縁の時をもって「損害及び加害者を知った時」とした。2審判決は満13歳になるまでは性的被害を認識することが困難であるとして満13歳の時点を起算点とした。

ところで最高裁は、第二次大戦中に起きた当時の特高課長Yによる白系ロシア人Xの逮捕拷問事件について、それから19年11ヶ月後にXがYを相手取り不法行為に基づく損害賠償請求を提訴した事件で、YはXが拷問を受けた時点で既に損害及び加害者を知っていたから、それから3年が既に経過した本件ではXの損害賠償請求権は消滅したと時効を援用した事件で、次のように判示して時効の完成を否定した(最判1973(昭和48)年11月16日民集27巻10号1374頁)²⁵⁾。

民法724条前段にいう「加害者を知りたる時」とは、「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味する」のであって、本件ではXがYの氏名と住所を知った時がこれに

25) この判決の詳細については、松本・前掲注(24)19頁以下参照。

当たる。この事件ではXは確かに拷問を受けた時点でYの姓を知ってはいたが、姓を知っているだけで、名も住所もわからなければ相手を特定できず、事実上提訴できないのであるから、権利行使ができないうちに時効が進行するのは不合理である。従って「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時」という最高裁の判示は合理的な起算点解釈として支持できよう。

その後、最高裁は損害を知ったとは損害を知る可能性があっただけでは足りず被害者が損害を現実に認識したことが必要だとしている（最判2002（平成14）年1月29日民集56巻1号218頁）²⁶⁾。つまり「賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度に」知ったということは、損害についての認識にも妥当すると言えよう。

このような観点からすると上記の養父による養女の性的虐待事件において福岡地裁が示した<母親と養親の離婚及び養親との離縁が成立した時>という起算点解釈も、福岡高裁が示した<原告が満13歳となった時>とする起算点解釈も、どちらも加害者に対する損害賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれをした時という判例の起算点解釈の上に立ってその具体化を図ったものとして合理的な起算点解釈として支持できよう。

ただ本件ではいずれの起算点を取ったとしても時効が完成していない事案であったが、これら二つの起算点が重複する事案ではいずれか遅い時点を取算点と解すべきである。例えば被害が終了して5年後に提訴した時点では満13歳を取算点としたら3年（5年）を過ぎているとしても、母親と養親の離婚、養子縁組の離縁による解消から2年後に提訴したのであれば、後者を起算点として3年（5年）時効は完成していないと解すべきである。なぜなら、母親と養親が婚姻中で養子縁組も継続している中で養親を相手に不法行為訴訟を提訴することは事実上困難だから、「賠償請求が

26) この判決の詳細については、松本・前掲注（24）22頁以下参照。

事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時」は離婚・離縁が成立した時と解すべきだからである。なおこの点は後述の時効の停止事由の導入のところでさらに論じることにする。

(2) 仙台事件（仙台ピアノ教師事件）²⁷⁾

① 事案と判旨

被害女性Xは15歳から22歳までの間、ピアノ教師Yからレイプを含む継続的な性的虐待を受けていた。Xが大学4年生の時に受診した精神科医の診断でXの心身の不調の原因がYから受けてきた性的虐待にあることがわかり、23歳の時にYに不法行為責任を追求償権して提訴した事案である。Yは被害を受けた時点で損害・加害者を知っていたから、それから3年以上経過して提訴した本件では、Xの損害賠償請求権は時効により消滅したと主張した。

これに対して仙台地判1999（平成11）年7月29日はXの心身の不調の原因がYによる過去の性的虐待であることがXが大学4年生の時の精神科医の診断により初めて認識できたのであるから、その時が損害及び加害者を知った時であるとして、それから間もなく提訴したのであるから時効は完成していないとして、Yの主張を排斥し、Xの請求を一部認容した（900万円の慰謝料）。

② コメント

仙台事件は、前述の福岡事件と異なり、児童期から成人期にかけて性的虐待被害が継続し、かつ成人後にも継続・残存する被害の原因が成人後に判明した事案である。心身の不調という健康侵害による損害が発生していても、その原因が加害者による性的虐待行為にあることを認識できなければ、当該加害者に不法行為責任を追及できないのであるから、前記仙台地

27) この事件に関する判決の紹介として、法学教室273号（2001）134頁。

裁の起算点解釈は妥当な解釈と言えよう。

(3) 東京事件（祖父から孫への性的虐待事件）

① 事案と判旨

両親が離婚したXは産婦人科医を営む父方の祖父Yの家で同居して暮らしていたが、Xが11歳から19歳になってYの家を出るまで、Yからレイプを含む性的虐待を繰り返し受けていた。Xは成人後も自傷行為やうつ状態に苦しみ、22歳の時に受信した精神科医から過去の性的虐待行為が原因のPTSDが発症していると診断され、それから間もなく、Yを相手取り不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。本件では、Yから時効の援用もなく、東京地裁2005（平成17）・10・14判例時報1929号62頁はYの不法行為を認定し、Xの請求を一部認容した（約6000万円）。

② コメント

本件でYが消滅時効を援用しなかったのは、上述の仙台地判のようにXの訴える心身の不調の原因が過去の性的虐待にあることが判明した時点をもって損害及び加害者を知った時とする起算点解釈によれば、東京事件では3年時効は完成していないことになるので、時効を援用しても無駄と考えたからであろう。この事案を見ても、仙台判決の起算点解釈は合理的であると改めて支持できる。

2 20年期間が争点となった裁判例

児童期の性虐待被害について20年期間の経過が争点となった裁判例として筆者が知り得たものは、以下の4件である。このうち、現時点で判決文が公判判例集に掲載されているのは、次に掲げる釧路 PTSD 等事件のみである。

(1) 釧路事件(幼少期の叔父からの性被害)²⁸⁾

① 事案と判旨

被害女児Xが3歳から8歳の時にかけて、盆や正月にXの住む家に泊まりがけて遊びにきていた叔父Y(母親の弟)が、夜になるとXの寝ている布団に入り込みXの体や性器を触る、最後にはレイプをするなどの性的虐待行為を行なった。Xはそのことを誰にも言えずにいたが、36歳の時に東日本大震災が発生し、その時にPTSDの問題が良く報道されるようになり、Xは当時自分が抱えていた自殺念慮やうつ状態、不眠などの心身の不調の原因が過去の性的虐待被害にあるのではないかと思い、初めて他人である精神科医に過去の体験を話して診断を受けたところ、Xの現在の症状は過去の性的虐待被害が原因となって発症しているPTSDであることが判明した。Xは自分の両親とともにYを呼び出し、過去の性的虐待行為について問い詰めたところYは大体の事実は認めたものの謝罪もなく、なぜ今更そんな昔の事を持ち出すのかという態度であったため、XはYに不法行為にもとづく損害賠償請求訴訟を提訴した事案である。

Yは民法724条後段の「不法行為の時」とは加害行為の時であり、遅くとも8歳の最後に加害行為が終了した時点が20年期間の起算点である、また損害の発生した時が不法行為の時だと解しても、8歳の時にはPTSD等の症状が発症していたと言えるから同じく20年以上が経過しているのでXの損害賠償請求権は除斥期間により消滅したと主張した。

1審の釧路地判2013(平成25)年4月16日判時2197号110頁は、被告の除斥期間経過の主張を認め、Xの権利は消滅したとして請求を棄却した。これに対して2審の札幌高判2014(平成26)年9月25日判時2425号31頁は、うつ病の損害とPTSDの損害を区別し、PTSDは8歳の時に発症してい

28) この事件の詳細と1審判決に対する批判的検討をしたものとして、松本克美「判批」法律時報87巻11号(2015)165頁以下、同・前掲注(1)(2017)32頁以下、控訴審判決、上告審判決を含めて検討したものとして、高影娥「判批」二宮周平・後藤弘子編『ジェンダー視点で読み解く重要判例40』(日本加除出版、2023年)251頁以下。

たと解されるので、その時が20年期間の起算点で既に損害賠償請求権は消滅したが、うつ病の症状はXが30歳代になって初めて診断されたものであり、うつ病の損害はその時に発生したと解されるから、それから20年以内に提訴された本件では、うつ病についての損害賠償請求権は消滅していないとしてXの請求を一部認容した（4000万円の請求につき3000万円を認容）。Yがこれを不服として上告したが、最高裁も原審判決を支持して、Xの一部勝訴判決が確定した（最判2015（平成27）・7・8 家庭の法と裁判4号66頁）。

② コメント

釧路事件では児童期性虐待被害が成人後に顕在化した事案である。1審の釧路地裁は20年期間の性質が除斥期間であるとした前掲の最判1989年が「被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」で、除斥期間の経過により「法律上当然に損害賠償請求権は消滅する」としたのを受けて、20年期間の起算点解釈に被害者の権利行使可能性の有無は関係ないとした。

しかし、最高裁自体がこのような硬直的な除斥期間説を実質的に修正して、被害者の客観的な権利行使可能性を考慮した起算点論を展開している点を釧路地裁判決は見落としている。すなわち長期にわたる潜在性・進行性を特徴とするじん肺症に対して使用者と規制権限不行使の国を相手取り不法行為責任を追求した筑豊じん肺訴訟で、最高裁は、加害行為から遅れて損害が発生する場合の民法724条後段の「不法行為の時」とは損害発生の時だとする画期的な起算点解釈を判示した（最判2004（平成16）年4月27日民集58巻4号1032頁²⁹⁾）。

20年期間の起算点解釈をめぐるのは下級審の裁判例、学説上、加害行為時説と損害発生時説とが対立していた。筑豊じん肺訴訟の原審・福岡高裁

29) 本判決の意義については、松本・前掲注（24）77頁以下、同「民法724条の『不法行為の時』の解釈基準と『損害の性質』に着目した不法行為類型」立命館法学385号（2019）1278頁以下等で仔細に論じたところである。

は、不法行為責任に基づく損害賠償請求権が成立するのは加害行為だけでは足りず損害の発生を必要とするのであるから、「不法行為の時」とは「不法行為の要件充足の時」と解すべきとする不法行為要件充足時にたち損害発生の時を起算点とした。これに対し上告審の最高裁判決は、原審のような不法行為要件充足時説をそのまま採用せずに、損害発生時を起算点としないと「被害者にとって著しく酷であり、加害者は自己の与えた損害の性質からして、後になって賠償請求されることを予期すべき」という「損害の性質」に焦点を当てて「被害者にとって著しく酷」「加害者は予期すべき」という利益衡量論を前面に打ち出した起算点解釈を判示したのである。

その上で原審の具体的な起算点解釈の結論、すなわち既に最高裁がじん肺症のように潜在性・進行性の被害の場合は、特別法で定めたじん肺の管理区分二、三、四の通知がなされた時点ないしじん肺による死亡の時点で、それぞれに質的に異なった損害が発生し、それぞれの時効ないし除斥期間が進行するという見解を踏まえた起算点解釈、すなわち被害者にとって最も重い管理区分を受けた時点ないしじん肺で死亡した時が「不法行為の時」であるという結論を支持しているのである。

従って、最判2004年がいう「損害の発生の時」とは被害者の体内で被害者に客観的に認識できない状態での事実上の損害発生の時を意味しているのではなく、権利行使の契機となるような損害の顕在化、じん肺症であれば最も重い管理区分の通知を受けた時点、ないしじん肺を原因として死亡した時点をもって損害発生の時と解しているのである。

だとすれば、釧路事件においても、PTSDの症状がたとえ8歳の時に事実上生じていたとしても、原告が求めているのはそれから30年近く経た今でもその症状が残存し、しかもその症状が過去の性的虐待被害に原因がある後遺症としてのPTSDだと診断された時点で損害が発生したと解し、その時を「不法行為の時」と解すべきではないか。8歳の時に事実上PTSDの症状が発症していたからその時が「不法行為の時」だと解すことは、損害発生時を起算点とする理由を、そう解さないと「被害者に著し

く酷」 「加害者は予期すべき」という最判2004年の利益衡量の判断枠組みを否定するものである。

(2) 札幌事件（中学校教師からの女子に対する性被害事件）

① 事案と判旨

札幌市の公立中学3年生の卒業式の時点から大学生の19歳になるまで、中学時代の美術教師から性的関係を強要されたことに対して、被害を受けた女性が41歳になって、当該教員と札幌市を相手に損害賠償訴訟を提訴した事案である。

1審の札幌地裁は被害事実の認定をすることもなく、20年期間の経過により原告の損害賠償請求権は消滅したとして請求を棄却した。控訴審の札幌高裁2020（令和2）年12月の判決も20年期間の経過を理由に請求を棄却したものの、被害と加害行為の事実は認定した。

その後、札幌市教育委員会は、懲戒処分をするのに時効による制限の規定はないので、加害教師を懲戒免職し、謝罪をした。

② コメント

本件については、原告の石田郁子氏（フォトグラファー、Be Brave Japan 子どもへの性暴力をなくす当事者団体代表）が実名で事件について告発し、記者会見やさまざまな発言をしている³⁰⁾。中学生の時に加害教師から性的関係を強要されたことについては、当時は恋愛関係と思われ、自分が被害にあっている自覚がなかったが、次第に、教師の立場を利用した性被害に

30) この事案については、被害者である石田郁子氏が法務省・性犯罪に関する刑事法検討会・第3回会議（2020（令和2）年7月9日）に提出された「質問への回答」でも事件の概要や提訴に至った経緯などが語られている（https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00049.html）。なお石田郁子氏は筆者が企画責任者の一人を勤めたジェンダー法学会第22回学術大会シンポジウム「性暴力被害の民事法的救済の意義と課題～ジェンダーと法の視点から～」にも登壇いただき貴重な発言をいただいた。その概要は、学会誌「ジェンダーと法」誌22号（2025年8月発刊予定）に掲載される予定である。

あったと自覚するようになったという。

当初はそのような行為をする者が教師で居続けることが許せないという思いで、札幌市教育委員会に被害を訴えたが、加害教師が加害事実を否定し続け、教育委員会も被害の訴えを認めなかったため、やむなく民事損害賠償訴訟を提起したということである。

石田氏は、損害賠償請求権が棄却されたのは残念だが、控訴審では被害と加害の事実が認定された点で、教育委員会による加害教員の懲戒処分につながる大きな意義があったと語っている。時効論としては、最高裁が判例変更したように、20年期間が除斥期間であるとしても、除斥期間の適用による免責の主張が信義則違反、権利濫用として許されない場合があるものであり、本件のような権力濫用型の性加害行為の場合は、除斥期間の適用制限もあり得たと思われる。

(3) 広島事件（実父から実の娘に対する性虐待事件）³¹⁾

① 事案と判旨

保育園児の時から中学2年生までの間、実父から性的虐待被害を受けた被害女性が、40代前半になって、実父を被告として、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提訴した事案である。1審（広島地判2022（令和4）・10・26）、控訴審（広島高判2023（令和5）・11・22）とも被害と加害の事実は概ね認めたものの、20年期間の経過により原告の請求権は消滅したとして、請求を棄却した。現在、最高裁に上告受理申立てと上告をしているところである。

31) この事件の1審判決（広島地判2022（令和4）・10・26）に対する報道として、中国新聞デジタル2022年10月27日（<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/231066>）、控訴審判決（広島高判2023（令和5）・11・22）につき読売新聞デジタル2023年11月23日8（<https://www.yomiuri.co.jp/national/20231123-OYT1T50108/>）、請求を除斥期間で棄却した広島高裁判決に納得できない原告被害者が上告したことにつき、中国新聞デジタル2023年12月21日（<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/401214>）。

② コメント

幼少児には相手が実父ということもあり、自分が性被害を受けていることを自覚できないまま時が過ぎ、ある程度の年齢で性被害の自覚が芽生えたとしても同居して暮らしている父親相手に裁判をすることなど考えつきもしないであろう。本件では、40代前半になって提訴した背景の一つとして、原告を可愛がっていた祖母が亡くなり、実父による性被害を裁判で訴えても祖母が悲しむ姿を見ないことになった事情がある。逆に言えば、実父は実の娘が自分を相手に損害賠償請求などできないことを見越して、性的虐待を継続してきたのであるから、この事案でも20年期間の主張は信義則違反、権利の濫用として排斥されるべきであろう。

最大判2024年7月の判例変更後ということもあり、上告審判決で、このような視点から正義・公平にかなった判決が出ることを期待したい。

(4) 東京事件（小学校担任教師からの男児の性被害）³²⁾

① 事案と判旨

原告男性は、小学校4年生の時に、当時の担任教師から性被害を受け、そのショックから高校時代にうつ病を発症し、高校を退学し、その後、21歳の時に医師に過去の性被害を初めて話し、そのことに起因するPTSDも発症していると診断された。提訴数年前に、当該教員が退職後に男児にわいせつ行為をして逮捕されたことを知り、謝罪してほしいと元担任教員である加害者に損害賠償請求訴訟を提訴した事案である。

1審の東京地裁立川支部では、被告が原告の主張を全くの嘘と全面否定し、判決も被害事実を認定せず原告の請求棄却となった。控訴審では、同様な性被害を受け、また、他の小学生も被害にあっているのを目撃していた小学校の同級生が証言台に立ち、東京高裁は被害の事実を認定するとともに、本件における20年期間の起算点は、原告がうつ病を発症した時であ

32) 朝日新聞2024年8月28日朝刊で紹介されている事案である。

るとして、その時から提訴まで20年を経過していないとして原告の請求のうち2000万円を認容した。

② コメント

性被害は一般に密室で行われるため、加害行為の事実を原告が立証すること自体に困難を伴う。本件では、当時の同級生が同様の被害を受けていたことと他にも被害を受けた児童がいることについての目撃証言もあったため、加害の事実が認められた。また、控訴審判決は、前述の釧路 PTSD等事件と同様に、加害行為から遅れてうつ病を発症した時点を20年期間の起算点としたもので、妥当な判決といえよう。

3 小 括

以上、3年時効が争点となった裁判例と20年期間が争点となった裁判例を紹介、検討してきた。

(1) 3年時効の課題

本稿で紹介検討した3年時効が争点となった事例では消滅時効の完成が否定されたが、それはたまたまそれらの事案がそうであったというだけである。例えば、児童期に性的虐待被害を受けて16歳以降になって加害者に損害賠償を請求しようと考えても、上記の満13歳の時を起算点とする解釈では時効が完成してしまう。また加害者が養親ではなく実父や実兄であった場合には、福岡事件のような離婚・離縁時を起算点とする解釈がそのまま使えない。

この点では後述するようにドイツ法や韓国法のように未成年の間は性的虐待被害についての損害賠償請求権は時効が停止するというような特別な停止事由を日本でも導入すべきである。

もっとも児童期の性的虐待被害が福岡事件のように早期に発覚し、かつ母親も娘の権利行使を支援するような事例はむしろ少数かもしれない。既に述べたように児童期の性的虐待被害は潜在化しやすく、被害者本人が被

害を認識できるのも満13歳になったら認識できるというような単純なものではなく、10年も20年も経ってようやく自分の受けた被害を認識できる場合も少なくないのである。このような場合は、成人になった後に被害者が感じる心身の不調の原因が過去の児童期の性的虐待被害にあることを精神科医などに診断された時をもって3年時効の起算点と解すべきである。

(2) 20年期間の課題

まず最判2004年が判示したように加害行為から遅れて損害が発生したときの20年期間の起算点である「不法行為の時」とは、加害行為時ではなく損害の発生時と解すべきである。そしてこの場合の損害の発生時とは権利行使の契機となるような損害顕在化時と解すべきである。2審判決では、原告にうつ症状が発症したことを診断された時点を持ってうつ病被害に対する損害賠償請求権は20年期間が経過していないとして原告の請求を任用し、これは妥当な判断だと評価できるものの、PTSDについても、1審判決や2審判決のように、被害者にも認識できない形での事実上の損害発生時ではなく、現在の心身の不調が過去の児童期の性的虐待被害に起因するPTSDであると診断された時点をもってPTSDの損害発生時と解すべきである。これはじん肺症において、たとえば管理区分四の通知を受けた時に管理区分四の損害が発生したと解すのと同様である。

なおドイツでは故意による性的自己決定の侵害についての損害賠償請求権については、満21歳になるまで時効が停止するとともに、3年の短期消滅時効の適用がなく、長期の30年の時効しか適用されないとする画期的な時効法改革を行なった。この点は後掲する。

V 比較法的検討

1 ドイツ法

(1) 2002年の時効法改革³³⁾

ドイツでは2002年に債務法の現代化のための民法の大規模な改正がなされ、主観的起算点（請求権が成立し、かつ、債権者が当該請求権を根拠づける諸要件と債務者となる者を認識した年、ないし重過失なく認識すべきであった年の末日）から3年の短期消滅時効（ドイツ民法典195条）と客観的起算点（請求権成立の時）から10年の長期消滅時効（199条4項）の二重期間とされた。また長期時効の特則として生命、身体、健康、自由の侵害に基づく損害賠償請求権は、その成立と認識に関わらず、そのような損害を惹起させないし義務違反ないしその他の事象から30年で時効にかかるものとされた（199条2項）。

さらに性的自己決定の侵害を理由とした請求権については、債権者（被害者）が満21歳になるまで時効が停止するという特別な停止事由が導入された。また、性的自己決定の侵害についての債権者（被害者）が時効開始時点で債務者（加害者）と同じ家庭や寮などの家庭生活共同体（die häusliche Gemeinschaft）で生活していた場合には、時効はその家庭生活共同体が終了するまで停止するものとされた（208条）。これは児童期に性的虐待被害を受けた場合に、損害と加害者を知ったとしても3年以内に権利を行使することが困難であることを考慮したものである。筆者は、日本にも同様の特別な時効停止事由を導入すべきことを再三にわたり指摘してきた。

(2) 2013年の時効法改革

さらに画期的なのは2013年の時効法改革である。この改革により、故意

33) 詳細は、松本克美「人格的利益侵害の損害賠償請求権の消滅時効——ドイツ法・韓国法との比較法的検討を踏まえて」立命館法学387・388号（2020）397頁以下を参照されたい。

による生命、身体、健康、自由、性的自己決定侵害に対する請求権については、主観的起算点からの短期消滅時効の適用がない（197条1項1号）という画期的な時効法改革が成立した。この改革は、2010年に明らかになった教会関係の寄宿舎等で聖職者等から性的虐待の被害にあった多数の者が過去の被害を告発し、社会問題化したことに端を発する。メルケル首相は、この問題についての被害発生防止と被害回復についての法改革を進めるために、専門家によるラウンドテーブルを設置し、そこで出された最終報告書³⁴⁾をもとにこのような時効法改革が実現することになったのである。また、国際的要因として、ドイツが性暴力被害の回復を実効あるものにするためのイスタンブール条約³⁵⁾を批准し、性暴力被害についての被害者の権利を十分保障することというこの条約の条項を国内法化したという側面もある。故意による性的自己決定侵害だけでなく、故意による生命、身体、健康、自由の侵害についても3年の短期消滅時効の適用が廃止されたのは、性的虐待を伴わない児童虐待や、そうでなくてもこのような法益の侵害を受けた成人の被害者が損害賠償請求権を3年以内に行使することについて、同様に精神的な諸困難が存在すると考えられたからである。

2002年の時効法改革による性的自己決定に関する請求権の特別な時効停止事由はそのまま維持されたので、児童期における故意による性的自己決定侵害に対する請求権は早くても被害者が満21歳になるまで時効が停止し、それから30年の長期時効が進行するため、被害者が満51歳になるまでは時効は完成しないことになったのである。

2 韓 国 法

日本では2009年11月から2015年2月まで法制審議会の民法（債権関係）

34) Wilhelm Rörig, Bilanzbericht des Unabhängigen Beauftragten zur Aufarbeitung des sexuellen Kindersmissbrauchs, 2013.

35) イスタンブール条約については、今井雅子「欧州評議会における女性に対する暴力への取組み——イスタンブール条約」前掲注（1）（2019）401頁以下参照。

部会で民法改正の審議がなされ、最終的に「民法(債権関係)の改正に関する要綱」としてまとめられ、それを基礎にして2017(平成29)年に「民法の一部を改正する法律案」が内閣から国会に提出され、同年5月に成立、同6月2日に法律第44号として交付された。

これとほとんど同時期に韓国でも民法改正委員会が立ち上げられ、2014年には民法改正案が起草され国会に提出されたが、審議未了で実現に至らなかった。ただし、この改正案で導入が目指されていた未成年の間に受けた性的虐待被害等に関する損害賠償請求権の消滅時効は成年(韓国では満19歳)になるまで停止するという特別な時効停止事由は、その後、民法の一部改正として実現されることになった(2020年10月)³⁶⁾。

3 日本への示唆

(1) 未成年の間の消滅時効の停止制度の導入

既に述べたように、児童期の性的虐待被害の被害者が未成年の間に消滅時効が進行するとすれば、被害者が権利行使が困難のうちに時効が完成してしまうことになり妥当でない。ドイツ法や韓国法で導入されたような児童期の性的虐待被害の損害賠償請求権については、少なくとも未成年の間は消滅時効の進行が停止する制度を日本でも導入すべきである。

なお日本では2020年4月1日施行の改正民法前の時効の停止制度は、停止事由がある間は時効の完成を猶予し、停止事由がなくなってから6ヶ月以内に権利を行使すれば時効消滅を免れるといういわゆる完成停止制度であった。改正民法もこのような効果を踏襲した上で「停止」という用語に変えて、「完成猶予」という用語を導入した。

他方で、ドイツや韓国法で導入された児童期性虐待被害についての時効の停止制度は、事項の進行そのものを停止させる進行停止制度である。

36) 韓国の時効法改革については、前掲注(30)のジェンダー法学会シンポジウムで高影娥「<時の壁>をどう克服するか——韓国との比較——」で詳細な報告がなされた。その概要は、ジェンダーと法22号(2025年8月発刊予定)に掲載される予定である。

従って、未成年の間は消滅時効が進行せずに、成年になった時から時効が進行するのである。日本のような「完成猶予」制度の児童期の性的虐待被害の損害賠償請求権に導入するだけでは、成年になってから6か月しか時効の完成が猶予されないのが、実効性に乏しい。ドイツや韓国のように完成猶予ではなく、消滅時効の進行自体を止める進行停止制度を導入するか、完成猶予事由にするならば成年時から3年の余裕を持たせ、ドイツのように満21歳まで完成猶予を認めるべきである。

(2) 故意の性被害についての短期消滅時効の適用排除

前述したように、ドイツでは、故意の性的自己決定の侵害に対する請求権については、短期消滅時効の適用を排除する画期的な時効法改革を実現した。児童期の性的虐待被害の場合、満21歳までの消滅時効の進行停止制度と相俟って、被害者が早くても満51歳になるまでは時効は完成しないのである。

日本では不法行為による損害賠償請求権の長期の消滅時効期間は20年である。従って成年になるまで、もしくはドイツのように満21歳になるまで時効の進行停止制度を導入した上で、ドイツのような短期消滅時効の適用排除を実現しても、被害者が38歳ないし41歳の時点で消滅時効が完成することになる。このような改革が実現すれば、多くの被害救済に資するであろうが、取りこぼされる事例も出てこよう。

この点で参考になるのがフランス法である。フランス法では児童期の性虐待被害に対する損害賠償請求権については未成年の間、時効の進行が停止するとともに、消滅時効の起算点は最初の損害ないし最も重い損害の確定時で、時効期間は20年である。例えば、児童期に性虐待被害を受けて、35歳で PTSD が発症した場合、その時から20年間時効が完成しないから55歳まで時効が完成しないことになる。

前述した釧路事件がそうであるように成人になって児童期の性的虐待被害に起因する PTSD の診断がなされた場合、加害者を相手取って損害賠

償請求するか否かを3年(改正民法では5年)以内に判断するということがそれほど無理なことではないのだとすれば、短期消滅時効を排除することまでは不要と言えるかもしれない。もっとも、この3年はPTSDの診断時から3年というように機械的に判断されるべきでなく、前述したように損害賠償が事実上可能な状況のもとに可能な程度に損害・加害者を知った時を起算点と解すべきである。また短期消滅時効の排除をしない場合も、次項で検討するように被害の継続中は時効は進行しないと解すべきである。

(3) 被害の進行中の時効の停止事由の導入

鉱業法115条は「被害の進行中は時効は停止する」という特別な停止事由を定めている。これは鉱害被害はどの程度まで被害が拡大し損害がどのくらいになるのかは、被害の進行が止まるまでは確定できず、従って損害賠償請求額も定まらないからである。

ところで前述したように筑豊じん肺最高裁判決は、724条後段の20年期間の起算点を加害行為から遅れて損害が発生する場合は損害発生の時が「不法行為の時」であるという画期的な解釈論を採用した。そして具体的にはじん肺症の場合は、管理区分ごとないしじん肺による死亡ごとに質的に異なる損害が発生するとして、それぞれの管理区分ないし死亡ごとにその損害についての賠償請求権の20年期間が進行するとした。筆者はこのような損害論を異質損害段階的発生論と名付け、一定の評価をするものの、なお不十分な点があることを指摘してきた。例えば、最も重い管理区分三を受けた場合、じん肺の進行性の特徴から、さらに重い管理区分四の決定を後から受ける恐れがある。そこで、しばらく様子を見ている間に3年が経ち、それでも管理区分四の決定が出ていない場合には、管理区分三の損害については損害及び加害者を知ってから3年が過ぎたので短期消滅時効にかかってしまうことになる。しかし、その後管理区分四の決定が出た場合には、管理区分四の決定を受けた時が20年期間の起算点であるとともに、その時から3年以内に損害賠償請求をすれば時効消滅は免れることに

なる。つまり異質損害段階的発生説に立つと、異質な損害の発生のはごまで時効消滅する権利が生じることになるがこれは不合理である。

従って、私見はじん肺性のような進行性の被害については、鉱業法115条のように被害の進行中は時効は進行しないと解すべきであると考え。その結果、じん肺症の進行が止まるのは被害者が死亡した時なので、つまり早くても死亡時が3年時効及び20年期間の起算点と解すべきであると考え。

児童期性虐待被害の後遺症が成人後も残存ないし顕在化したのであれば、被害はその間進行中であつたとも考えることもできる。従って、＜被害の進行中は時効は進行しない＞という特別な時効の進行停止事由を導入すれば、被害者がいくつになつても児童期性虐待被害についての不法行為責任の成立を証明できれば、時効は完成しないことになり、被害者救済に大いに役立つことにならう。

VI おわりに

本稿は成人後になお残存する、あるいは顕在化した児童期性虐待被害の損害賠償請求権の消滅時効起算点論を扱った。もちろん、被害者が常に加害者に損害賠償請求をしたいと考えるかは被害者の選択に任されるべきである。過去の事実を裁判で明らかにすることで再び自分が傷つくこともあるかもしれないし、不法行為責任を追及しても、加害者があくまで不法行為の存在を争い、被告側弁護士から心ない攻撃を受けることもあるかもしれない。このような二次被害を避けるための裁判制度における改善措置の実現も求められよう。また、そもそも不法行為責任の追及では、結局のところ勝訴したとしても、「被告は原告に金いくらを払え」という金銭給付を命ずるだけなので、特に加害者が自己の不法行為責任を否定し続けているような場合には、満足のいく解決ではないかもしれない。

しかし、それでもなお、被害者が自己の権利として加害者に不法行為に

基づく損害賠償請求を実現しようとするならば、それは自己の受けた被害を公的な裁判により被害として認定し、加害者の行なった行為が許されない不法行為であること、その償いとして金銭賠償をすべきことが加害者に命ぜられることになるのであって、そのことが被害者のレジリエンスの回復に資することになることは否定できない。

このような被害者のレジリエンスの回復としての損害賠償請求権の行使に対して、時の経過の一事を以て権利の消滅を安易に認めることは、まさに司法による二次被害であろう。

各国でこの問題に対して特別な対応をする時効法改革が進む中、日本でもこの問題を等閑視している場合ではないのである。

なお、2023(令和5)年7月13日施行の性犯罪規定の改正により、従来の強姦罪や強制わいせつ罪等が新たな要件のもとに不同意性交罪、不同意わいせつ罪等とされるとともに、公訴時効も従来より延長され、不同意わいせつ等致死傷罪の場合は20年となった。さらに、改正刑訴法250条4項は、犯罪行為の終わった時に被害者が18歳未満の場合は、犯罪行為が終わった時から18歳に達するまでの期間を延長するという画期的な改革がなされた。この改正により、例えば、被害者が8歳の時に不同意わいせつ等の行為で傷害を折った場合は、8歳から18歳までの期間が公訴時効20年に加算されるので、被害者が38歳までは公訴時効は完成しないことになった³⁷⁾。すなわち、この間の性犯罪規定の改正により、公訴時効より民事時効の方が短いという逆転現象が生じており、民事時効法の改革を放置している場合ではないのである。

ところで前述の最高裁大法廷2024年判決は、権利者が権利の上に眠っていたのではなく、権利行使が困難な要因や環境を加害者自身が作出ないし結果的に助長しており、そのような加害者が時の経過により免責を得るのが著しく正義・公平に反すると評価している。

37) この改正については、原田和往「公訴時効の加算と停止」法律時報96巻11号(2024年)18頁以下参照。

例えば、児童期に実父や親族により性的虐待被害が行われたような事案では、被害者の年齢が低ければ被害意味を認識できず、また、誰にもいうな、いうと家族がバラバラになるなどと脅されて誰にも言えない状況が作り出されるのであるから、20年期間の経過による免責を加害者が主張することが著しく正義・公平に反する典型的な場合と言えよう。そもそも児童期の性的虐待被害について加害者が時の経過による免責を得ること自体が不当ではないか³⁸⁾。この点はさらに別稿で検討を深めたい。

* 本稿は、筆者が研究代表者である科研費・基盤研究(C)課題番号20K01381「性的被害に対する損害賠償請求権の消滅時効論——解釈論・立法論の現代化」による研究成果の一部である。なお紙幅の都合上、注での引用文献の表記を大幅に限定せざるを得なかったことをご容赦いただければ幸いである。

38) 松本・前掲注(23)37頁でもこの点を指摘した。